

# 報 道 資 料

平成 28 年 4 月 18 日  
総 務 部 総 務 課  
県政情報係 新谷、橋本  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2388

## 奈良県情報公開審査会の第 172 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 168 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 28 年 4 月 15 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通指導課
- ◎ 対象行政文書：交通違反告知における取締逃れの防止について記述されているもの及び警察官の事実誤認に基づく救済措置の必要性について記述されているもの
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：不開示（不存在）決定
  - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ **審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。**
- ◎ 判断理由：

#### ○ 行政文書の不存在について

審査請求人は、「交通違反告知における取締逃れの防止について記述されているもの及び警察官の事実誤認に基づく救済措置の必要性について記述されているもの」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

本件開示請求の前段「交通違反告知における取締逃れの防止について記述しているもの」は、交通違反告知において、相手方が、取締りの現場から逃走する等により告知されないようにする行為、交通違反に該当しない旨を弁明する行為、証拠を隠滅する行為等の防止について記載された行政文書の開示を求めていると解される。

諮問実施機関は、取締り逃れの行為があったとしても、法令に基づき捜査等が行われることになるので、取締りの防止を指示等する必要性はなく、取締り逃れの防止について記載された行政文書を作成又は取得していないと説明している。

交通違反告知においては、相手方が、告知をされないように様々な取締り逃れの行為がなされることが想定されるが、このような場合、道路交通法、刑法等の法令に基づき、適正に処理されると考えられ、取締り逃れの防止について記載された行政文書を作成又は取得していないとしても、必ずしも不自然とは言えない。

次に、本件開示請求の後段「警察官の事実誤認に基づく救済措置の必要性について記述されているもの」は、交通違反告知において、警察官が事実誤認したことにより損害を受けた者を救済する措置の必要性が記載された行政文書の開示を求めていると解される。

諮問実施機関は、警察官の事実誤認があり、違法に他人に損害を与えたときは、地方公共団体が国家賠償法による賠償責任を負うことになり、奈良県警察本部がこれ以外の法令等の必要性を検討する必要もなく、行政文書を作成する必要もないと説明している。

国家賠償法は、国や公共団体などの公権力を行使する公務員が職務を行う際に故意又は過失により違法に他人に損害を与えた場合等に、国や公共団体が負う賠償責任について定めている。交通違反告知において、警察官が事実誤認したことにより、相手方が損害を受けた場合には、国家賠償法に基づき救済されることになると考えられ、実施機関が、別途、救済措置の必要性について記載した行政文書を作成又は取得していないとしても、必ずしも不自然とは言えない。

また、前段及び後段のいずれについても、実施機関において該当する文書を探索したが存在しなかったとのことである。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

#### 2 事案の経緯

- ① 開示請求 平成 23 年 7 月 22 日
- ② 決 定 平成 23 年 8 月 19 日付けで不開示決定
- ③ 審査請求 平成 23 年 9 月 11 日

④ 諮  
⑤ 経

問  
過

平成23年10月13日

平成27年11月18日

平成27年12月16日

平成28年1月13日

平成28年2月23日

第189回審査会

第190回審査会

第191回審査会

第192回審査会

審議

審議

審議

審議